六九、一二八八、字聖谷一二七〇、字深山尻一二九五、字三反田一二九八、一二九九、一三〇三、一三〇六、一三一〇、一三一一の一から一三一一の一まで、字油寿里一三一三の一、一三六四、一四二〇の一から一四二〇の三まで、字広谷一三四五、字東前一三五二、一三六三の一、字下油寿里一四一一、一四一五の一、字油寿里後口一四一四、字荒神後一四二〇の四、一四二一の七、一四二二、一四二八の一、一四二八の五、一四二九、一四三二、一四三四、一四四四の一、一四四四の二、一四四五、字鐘突堂一四四〇、一四四六、一四四八、一四五三、一四六三、字後半田一四四一、一四六四、一四六六の一、一四六七、字彦兵衛田一四五〇、一四五四、一四五九、字聖リ畝一四五七、字臼渕一四五八、一四六〇、一四七七、一四九四、一四九七、一四九八の一、一四九八の二、字蝙蝠谷一四六九から一四七一まで、字太鼓岩一四七四の一から一四七四の四まで、一四七五の一、一四七五の二、一四八一、字ヌタバ一五二六の二、字大畑一五二七、一五二九、字世田奥一五三八の二、字下木谷一五四四、字惣兵衛畑一五五三の一、字深山谷四三一、字芝花四三二、四三三の一、字西畑後五九八の一、五九八の二、字西畑五九九から六〇一まで、字前六二一、六二四、字宇通谷六〇六、六二〇の一、六二〇の二、六二三、六二五から六二九まで、六三二、六三九の一、六四〇、六四一の一、六四一の三、六四一の四、六四六の一、六四八の一、六五〇、六五二の一、六五二の二、六五三の一、六五三の二、六五四から六五六まで、字竹の空六五七、字大平六五九の一、字中戸廻六六二、阿波字阪根河原西三七〇六、字阪根河原ノ東三七〇七の一から三七〇七の一まで、字南ケ畑三七〇八の一から三七〇八の九まで、三七〇八の一から三七〇八の一九まで、字大成ル向三七〇九の二、三七〇九の三、字堂敷北平三〇四〇の一、三〇四〇の三から三〇四〇の一まで、三〇四〇の一五から三〇四〇の三〇まで、三〇四〇の三一から三〇四〇の三九まで、三〇四〇の五〇から三〇四〇の五八まで、三〇四〇の六四から三〇四〇の六七まで、三〇四〇の七四から三〇四〇の八六まで、字郷路東本谷三〇三三の一、三〇三三の五、三〇三三の二〇から三〇三三の二五まで、新見市千屋井原字山神ノ上五七三の一、五七三の四から五七三の一二まで、字懸落谷五七八の七一から五七八の七四まで

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岡山県津山市阿波字草井谷二九七一の一から二九七一の三まで、三〇二八の一、三〇二八の四、三〇二八の一二、三〇二八の一三

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岡山県苫田郡鏡野町上齋原字中津川一八六九の一、一八六九の三三〇、一八六九の三三一、真庭市清谷字小滝四七六の一、四七六の二、四七七、四七八、四七九の一から四七九の三まで、四八〇の一から四八〇の三まで、四八一の一から四八一の八まで、字佐砂奥八二六、字狼鳴ル上一一三七、字アブ山一二六一の三、字師子伏一二六二の一、一二六二の六、字天堤一二六七、字狸穴上一二七四、字ヲウクルミ頭一二七五、字京見仙一二七七、字古畑一二三六、字松木谷一二六六、美作市東谷下字ダンハタ一八八の三、一二二三、一二二六、一二二八、一二二九、字トウジョウ一二三〇、字トウジャウ一二三一から一二三六まで、字トウシャウ一二三七、津山市加茂町倉見字白川一八八の一、一八八の一二、一八八の一一二、真庭郡新庄村字高下奥四二七四の一、字松山四三四二の一、四三四二の二

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年八月八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岡山県苫田郡鏡野町上齋原字中津川一八六九の一、一八六九の三三〇、一八六九の三三一、真庭市清谷字小滝四七六の一、四七六の二、四七七、四七八、四七九の一から四七九の三まで、四八〇の一から四八〇の三まで、四八一の一から四八一の八まで、字佐砂奥八二六、字狼鳴ル上一一三七、字アブ山一二六一の三、字師子伏一二六二の一、一二六二の六、字天堤一二六七、字狸穴上一二七四、字ヲウクルミ頭一二七五、字京見仙一二七七、字古畑一二三六、字松木谷一二六六、美作市東谷下字ダンハタ一八八の三、一二二三、一二二六、一二二八、一二二九、字トウジョウ一二三〇、字トウジャウ一二三一から一二三六まで、字トウシャウ一二三七、津山市加茂町倉見字白川一八八の一、一八八の一二、一八八の一一二、真庭郡新庄村字高下奥四二七四の一、字松山四三四二の一、四三四二の二

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年八月八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岡山県津山市高尾字湯谷北平二三の一、二三の二、字湯谷二四、字大滑日向二七から二九まで、字大滑奥三〇から三七まで、三九、字百々北平四〇、四一の一から四一の五まで、字百々谷四二の一から四二の四まで、四二の七、四三の一から四三の一〇まで、四三の一二から四三の一八まで、四三の二〇から四三の二三まで、字新平開四四の一、四四の三、字湯谷大平四五の一、四五の三、四五の五から四五の一一まで、四五の一三から四五の三四まで、四五の三六から四五の五九まで、四五の一〇八から四五の一二三まで、字天狗松上四八の一、字尻無西一〇九から一二七まで、字湯谷南一二八

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字湯谷北平二三の二、字大滑日向二七・二八・字湯谷大平四五の一・四五の一六・四五の一七・四五の三四（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、四五の三六から四五の四四まで、四五の四六から四五の五二まで、字尻無西一一九から一二七まで・字湯谷南一二八（以上十筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び津山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年八月八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岡山県苫田郡鏡野町越畑字瀬戸谷口二、字両免瀬戸三の一、三の四、字両免上へ一八の一（次の図に示す部分に限る。）、字落ノ本二六、字日除二九の一、二九の五、二九の六、字ツヘ谷三一の一、三一の三、三一の四、三三の一、字金